### 答 弁 第 八 五 号平成二十三年十二月九日受領

# 内閣衆質一七九第八五号

平成二十三年十二月九日

内閣総理大臣 野 田 佳

彦

院 議長 横 路 孝 弘

衆

議

殿

衆議院議員浅野貴博君提出外務省が保管するワインに関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出外務省が保管するワインに関する質問に対する答弁書

#### 一について

外務省は、 本年十一月三十日現在、 外務本省用として飯倉別館において約五千本のワインを保管してい

る。また、 在外公館においては約四万四千本のワインを保管している。

#### 二について

御指摘の答弁書 (平成二十一年十一月十三日内閣衆質一七三第四五号)四についてで述べたとおり、年

間を通じての諸外国要人の本邦訪問は多岐にわたり、具体的な滞在日程等が来日直前まで確定しない場合

も多いため、 常に対応できるように一定の質及び量のワインを保存することが必要である等の事情はある

が、 今後とも、 政府資産のスリム化の観点から、 既存の在庫を優先的に使用することにより保管本数を減

少させることとしていく考えである。

## 三から五までについて

平成二十三年度のうち、本年四月一日から十一月三十日までの間に、外務本省用として二十四本、

公館用として約二万四千本のワインを購入した。また、 同期間に、 外務本省用のワインのうち廃棄したも

のはなく、在外公館用のワインのうち廃棄したものは二本である。

#### 六について

外務省が保管するワインの本数については、二についてで述べたとおり、厳しい財政状況も踏まえて、

適正に対応していく考えである。